

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5103192号
(P5103192)

(45) 発行日 平成24年12月19日(2012.12.19)

(24) 登録日 平成24年10月5日(2012.10.5)

(51) Int.Cl.

A 63 B 55/00 (2006.01)

F 1

A 63 B 55/00

Z

請求項の数 20 (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2008-2468 (P2008-2468)
 (22) 出願日 平成20年1月9日 (2008.1.9)
 (65) 公開番号 特開2009-82686 (P2009-82686A)
 (43) 公開日 平成21年4月23日 (2009.4.23)
 審査請求日 平成23年1月4日 (2011.1.4)
 (31) 優先権主張番号 60/884,259
 (32) 優先日 平成19年1月10日 (2007.1.10)
 (33) 優先権主張国 米国(US)
 (31) 優先権主張番号 11/848,914
 (32) 優先日 平成19年8月31日 (2007.8.31)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(73) 特許権者 591086452
 カーステン マニュファクチュアリング
 コーポレーション
 アメリカ合衆国 85029 アリゾナ,
 フェニックス, ウエスト デザート コウ
 ブ 2201
 (74) 代理人 110000110
 特許業務法人快友国際特許事務所
 (72) 発明者 ブライアン ジェイ. マクガイヤー
 アメリカ合衆国 85281 アリゾナ州
 テンピ イースト マッキンリー 12
 O

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】ストラップガイドアセンブリを備えたゴルフバッグ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ゴルフバッグであって、

本体とショルダーストラップアセンブリとストラップガイドアセンブリとを備えており、

前記本体は、

頂端部および底端部を備えた略筒状であり、前記本体の長手方向に沿って伸びるスピナル軸を備えており、

前記ショルダーストラップアセンブリは、

第1ショルダーストラップおよび第2ショルダーストラップを備えており、

前記第1ショルダーストラップは、前記本体の前記頂端部近傍の第1位置において前記本体に取り付けられる上端部と、前記本体の前記頂端部および前記底端部の中間の第2位置において前記本体に取り付けられる下端部を有し、

前記第2ショルダーストラップは、前記本体の前記頂端部近傍の第3位置において前記本体に取り付けられる上端部と、前記本体の前記頂端部および前記底端部の中間の第4位置において前記本体に取り付けられる下端部を有しており、

前記ストラップガイドアセンブリは、

前記第2ショルダーストラップと前記本体との間に動作可能に取り付けられる弾性部材を含んでおり、その弾性部材が、前記第2ショルダーストラップの中間部分と前記本体の前記頂端部および前記底端部の中間の第5位置との間に引張力を加えるゴルフバッグ。

10

20

【請求項 2】

前記弾性部材は、前記第2ショルダーストラップに前記第2ショルダーストラップの前記上端部および下端部の中間に於いてスライド可能に取り付けられている請求項1に記載のゴルフバッグ。

【請求項 3】

前記弾性部材は、孔を有するシャックルに取り付けられ、前記第2ショルダーストラップは、前記シャックルの前記孔内を通過している請求項2に記載のゴルフバッグ。

【請求項 4】

前記弾性部材はゴムひもである請求項1から3のいずれか一項に記載のゴルフバッグ。

【請求項 5】

前記第1位置が前記スピナル軸の第1側に向かって横方向にオフセットされているとともに、前記第2位置が前記スピナル軸の前記第1側とは反対側の第2側に向かって横方向にオフセットされることによって、前記第1ショルダーストラップが前記スピナル軸を横切って斜め方向に伸びており、

前記第3位置が前記スピナル軸の第2側に向かって横方向にオフセットされているとともに、前記第4位置が前記スピナル軸の前記第1側に向かってオフセットされることによって、前記第2ショルダーストラップが前記スピナル軸を横切って斜め方向に伸びるとともに前記第1ショルダーストラップと交差する請求項1から4のいずれか一項に記載のゴルフバッグ。

【請求項 6】

前記弾性部材は、前記第2ショルダーストラップを前記スピナル軸の前記第1側に向かって付勢する請求項5に記載のゴルフバッグ。

【請求項 7】

前記弾性部材は、

前記第2ショルダーストラップが降ろされているとき、前記第2ショルダーストラップを前記スピナル軸の前記第1側に向かって移動させるために十分な強度を有しており、

前記第2ショルダーストラップが背負われているとき、前記第2ショルダーストラップの前記中間部分が実質的に直線状に伸びるために十分な柔軟性を有する請求項6に記載のゴルフバッグ。

【請求項 8】

ゴルフバッグであって、

本体とショルダーストラップアセンブリと付勢手段とを備えており、

前記本体は、

頂端部および底端部を備えた略筒状であり、前記本体の長手方向に沿って伸びるスピナル軸を備えており、そのスピナル軸によって第1側および第2側に分割されており、

前記ショルダーストラップアセンブリは、

第1ショルダーストラップおよび第2ショルダーストラップを備えており、

前記第1ショルダーストラップは、前記本体の前記頂端部近傍に前記本体に前記第1側部側に向かってオフセットされて取り付けられている上端部を有し、

前記第2ショルダーストラップは、前記本体の前記頂端部近傍に前記本体に前記第2側部側に向かってオフセットされて取り付けられている上端部を有しており、

前記付勢手段は、

前記第2ショルダーストラップの中間部を前記第1側に向かって付勢するゴルフバッグ

。

【請求項 9】

前記付勢手段は、前記第2ショルダーストラップの前記上端部および前記下端部の中間にスライド可能に取り付けられているストラップガイドアセンブリを備える請求項8に記載のゴルフバッグ。

【請求項 10】

前記第1ショルダーストラップは、前記本体に前記第2側に向かってオフセットされて

10

20

30

40

50

取り付けられている下端部をさらに備え、

前記第2ショルダーストラップは、前記本体の頂端部および底端部の中間ににおいて前記本体に前記第1側に向かってオフセットされて取り付けられている下端部をさらに備える請求項8又は9に記載のゴルフバッグ。

【請求項11】

前記ストラップガイドアセンブリは、前記本体と前記第2ショルダーストラップとの間に動作可能に取り付けられる弾性部材を備える請求項9に記載のゴルフバッグ。

【請求項12】

前記ストラップガイドアセンブリは、前記弾性部材と前記第2ショルダーストラップとの間に配置されるシャックルをさらに備える請求項11に記載のゴルフバッグ。 10

【請求項13】

前記弾性部材はゴムひもである請求項12に記載のゴルフバッグ。

【請求項14】

前記シャックルは、前記第2ショルダーストラップが通過している孔を有する請求項13に記載のゴルフバッグ。

【請求項15】

ゴルフバッグであって、

本体とショルダーストラップアセンブリと付勢手段とを備えており、

前記本体は、

頂端部および底端部を備えた略筒状であり、前記本体の長手方向に沿って伸びるスピナ
ル軸を備えており、前記スピナル軸によって第1側および前記第1側と反対側の第2側に
分割されており、 20

前記ショルダーストラップアセンブリは、

第1ショルダーストラップおよび第2ショルダーストラップを備えており、

前記第1ショルダーストラップは、前記本体の前記頂端部近傍の第1位置において前記本体に前記第1側に向かって横方向にオフセットされて取り付けられている上端部と、前記本体の前記頂端部および前記底端部の中間に第2位置において前記本体に前記第2側に向かってオフセットされて取り付けられている下端部を有し、

前記第2ショルダーストラップは、前記本体の前記頂端部近傍の第3位置において前記本体に前記第2側に向かってオフセットされて取り付けられている上端部と、前記本体の前記頂端部および前記底部の中間に第4位置において前記本体に前記第1側に向かってオフセットされて取り付けられている下端部を有し、 30

前記第1ショルダーストラップおよび前記第2ショルダーストラップが、各々、スピナ
ル軸を横切って斜め方向に伸びており、

前記付勢手段は、

前記第2ショルダーストラップの中間部を前記第1側に向かって付勢するゴルフバッグ
。

【請求項16】

前記付勢手段は、前記第2ショルダーストラップに前記第2ショルダーストラップの前記上端部および前記下端部の中間にスライド可能に取り付けられているストラップ
ガイドアセンブリを備える請求項15に記載のゴルフバッグ。 40

【請求項17】

前記ストラップガイドアセンブリは、シャックルに取り付けられている弾性部材を備え
る請求項16に記載のゴルフバッグ。

【請求項18】

前記シャックルは、前記第2ショルダーストラップが通過している孔を有する請求項17に記載のゴルフバッグ。

【請求項19】

前記弾性部材はゴムひもである、請求項17又は18に記載のゴルフバッグ。

【請求項20】

前記ストラップガイドアセンブリは、前記本体の前記頂端部および前記底端部の中間の位置に取り付けられている請求項 16 から 19 のいずれ一項に記載のゴルフバッグ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本出願は、2007年1月10日に出願された米国仮特許出願第60/884,259号明細書の利益を主張する通常の特許出願である。

【0002】

本発明は、概してゴルフ用品に関し、特にゴルフバッグ用ショルダーストラップアセンブリに関する。 10

【背景技術】

【0003】

ゴルフコースでゴルフクラブを携行するために使用されるゴルフバッグは、通常、ゴルフバッグを一方の肩で支えるシングルショルダーストラップか、または、ゴルフバッグを両肩で支えるデュアルショルダーストラップ構成を有する。デュアルショルダーストラップ構成には、ゴルフバッグを比較的長い距離携行する場合に、ゴルフバッグの重量を両肩で支えることができ、さらに、パッティンググリーンを横切る等の短い距離の場合に、一方の肩で持ち運ぶことができるという利点がある。

【発明の開示】 20

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ゴルファーは、デュアルショルダーストラップ構成を有するゴルフバッグを携行するために所定の位置まで持ち上げる場合、まず第1ショルダーストラップを自身の強い肩（通常、右利きのゴルファーの場合は右肩）の上に持ち上げ、その後、手を後ろに回して第2ストラップを把持し自身の他方の肩に掛ける。このとき、ゴルフバッグが間違った方向に引き上げられると、第2ストラップが、ゴルフバッグのゴルファーの体から最も離れた側に落ちることになり、第2ショルダーストラップを把持するために手を後ろに回すことがいくらか不便となることがある。

【課題を解決するための手段】 30

【0005】

本発明は、本体とショルダーストラップアセンブリとを有するゴルフバッグからなる。本発明の例示的な実施形態によれば、ショルダーストラップアセンブリは第1ショルダーストラップを備えている。第1ショルダーストラップの上端部は本体のスピナル軸（背骨軸）の第1側に取り付けられ、下端部は本体のスピナル軸の反対側の第2側に取り付けられる。ゴルフバッグはまた、上端部および下端部が第1ショルダーストラップとは逆側に取り付けられる第2ショルダーストラップも有し、それにより、2つのショルダーストラップは本体のスピナル軸上で互いに交差する。例えば、ゴムひも等の弾性部材を備えるストラップガイドアセンブリが第2ショルダーストラップの中間部分に接続されることにより、第2ショルダーストラップをゴルフバッグの第1側に向かって付勢する。ゴルフバッグが所定位置に持ち上げられるとゴルフバッグの第1側がゴルファーにより近くなる。このため、第2ショルダーストラップをゴルフバッグの第1側に向かって付勢することにより、ゴルファーは、ゴルフバッグの第2側に手を伸ばす必要なく第2ショルダーストラップを迅速に把持することができる。 40

【実施例】

【0006】

図1および図2を参照すると、ゴルフバッグ10は、頂端部12と、底端部14と、頂端部12と底端部14との間を長手方向に伸びるスピナル軸15と、を備える略筒状の本体11を有する。本体11の頂端部12は、参照により本明細書に援用されるソルハイム（Solheim）によるに開示されているものに類似するスロート構造16を含む。本 50

体11の頂端部12および底端部14の近くに、ハンドル18を設けてもよい。また、ゴルフバッグ10には、本体11に取り付けられるアクセサリポケット19a、19bが備え付けられていてもよい。

【0007】

ゴルフバッグ10は、第1ショルダーストラップ20および第2ショルダーストラップ22を含むショルダーストラップアセンブリ25を含む。第1ショルダーストラップ20は、本体11の頂端部12に近接する第1位置26において本体11に取り付けられる上端部24を有する。第1ショルダーストラップ20はまた、第2位置30において本体11に取り付けられる下端部28を有する。第2位置30は、頂端部12から離間しており、本体11の頂端部12および底端部14の中間である。第1ショルダーストラップ20は、その上端部24と下端部28との間に細長いパッド21を有する。特に図2を参照すると、第1位置26はスピナール軸15の第1側17にあり、第2位置30はスピナール軸15の反対側の第2側27に位置する。この第1位置26および第2位置30の向きにより、第1ショルダーストラップ20が第1ショルダーストラップ20の上端部24と下端部28との間でスピナール軸15を横切る。

【0008】

第2ショルダーストラップ22は、第3位置36および第4位置38のそれぞれにおいて本体11に取り付けられる上端部32および下端部34を有する。第2ショルダーストラップ22は、その上端部32と下端部34との間に細長いパッド23を有する。第3位置36はスピナール軸15の第2側27にあり、第4位置38はスピナール軸15の第1側17にある。第3位置36および第4位置38の向きにより、第2ショルダーストラップ22は、その上端部32と下端部34との間でスピナール軸15を横切り、かつ第1ショルダーストラップ20も横切る。

【0009】

第1ショルダーストラップ20には、その下端部28に、第1位置26と第2位置30との間で測定されるストラップ20の全長を調整する調整装置40が配置されている。同様に、第2ショルダーストラップ22には、その下端部34に、第3位置36と第4位置38との間で測定されるストラップ22の全長を調整する調整装置42が配置されている。調整装置40、42を利用することにより、要求に応じてショルダーストラップ20、22の全長を別々に調整することができる。調整装置40、42に加えて、またはその代わりに、ストラップ20、22の上端部24、32にさらなる調整装置(図示せず)を設けてもよい。ストラップ20、22の上端部24、32はそれぞれ、第1位置26および第3位置36においてスロート16に形成される溝穴(図示せず)内に固定される。使用しない時に第1ショルダーストラップ20および第2ショルダーストラップ22の弛みを巻き取るために、スロート構造16内にリトラクタ(図示せず)を組み込んでもよい。ストラップ20、22の下端部28、34は、第2位置30および第4位置38において本体11に取り付けられるリング44、46を通して伸びる。あるいは、ストラップの下端部28、34を、本体11の位置30、38に直接縫い付け、それによりリング44、46をなくしてもよい。

【0010】

ゴルファーが第1ショルダーストラップ20を一方の肩に掛け、第2ショルダーストラップ22を他方の肩にかけてゴルフバッグ10を携行するとき、第1ショルダーストラップ20および第2ショルダーストラップ22は、実質的にゴルファーの両肩の間の中間である交差点48において互いに交差するように配置される。これにより、ゴルフバッグ10は、第1ショルダーストラップ20および第2ショルダーストラップ22によって均一に支持され、これはシングルストラップ構成に比較して非常に有利な点である。しかしながら、ゴルフバッグ10をゴルファーの肩の上に引き上げる際に、ゴルフバッグ10が第1ショルダーストラップ20によって持ち上げられると、第2ショルダーストラップ22は、図1において矢印Aで示されるように、使用者から離れてスピナール軸15の第2側27に向かって落ちる可能性がある。第2ショルダーストラップ22がこのように落ちる場

10

20

30

40

50

合、ゴルファーが本体11の周りに手を伸ばし第2ショルダーストラップ22を持持することが不都合である可能性がある。

【0011】

したがって、ゴルフバッグ10は、第2ショルダーストラップ22がゴルフバッグ10の第2側27に向かって落ちないようにするストラップガイドアセンブリ50を含む。ストラップガイドアセンブリ50は、ABSまたは同様の熱可塑性材料等の軽量材料で作製されるシャックル52を備える。シャックル52は、第2ショルダーストラップ22の中間部分48が通過している第1孔54を有している。第2ショルダーストラップ22は、ジャックル52にスライド可能となっている。弾性部材56は、一端58において、シャックル52に形成された第2孔60に取り付けられている。また、弾性部材56は、第2端62において、スピナル軸15の第1側17において本体11の頂端部12から底端部14に向かって離間している第5位置64に取り付けられる。弾性部材56は、第2ショルダーストラップの中間部分48において、ジャックル52を介してスライド可能となっている。弾性部材56は、ばね、ばねリトラクタまたは他の同様の装置等、いかなる従来の弾性手段であってもよい。例示する実施形態では、弾性部材56は、ゴムひもを含む。このゴムひもは、第2ショルダーストラップ22が降ろされているとき、第2ショルダーストラップ22を第1側17に向かって付勢するための十分な弾力性を有し、かつ、第2ショルダーストラップ22が背負われているとき、第2ショルダーストラップ22が第3位置36から使用者の肩まで実質的に直線状に伸びることを可能するための十分な長さを有する。弾性部材56は、第2ショルダーストラップ22の中間部分48と第5位置64との間に引張力を加える。

【0012】

本明細書では、いくつかの例示的な実施形態および方法について開示したが、当業者には、上記開示から、本発明の精神および範囲から逸脱することなく、かかる実施形態および方法の変形および変更を行ってもよい、ということが明らかとなろう。たとえば、外部ストラップガイドの代りに、内部補強材によって第2ストラップを第1側に向かって付勢してもよい。したがって、本発明は、添付の特許請求の範囲および適用可能な法律の規則および原理によって要求される範囲のみに限定されるべきである、ということが意図されている。

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】本発明の特徴を組み込んだゴルフバッグの斜視図である。

【図2】図1に示すゴルフバッグの拡大斜視図である。

【符号の説明】

【0014】

10 : ゴルフバッグ

11 : 本体

12 : 頂端部

14 : 底端部

15 : スピナル軸

16 : スロート構造

17 : 第1側

18 : ハンドル

19a、19b : アクセサリポケット

20 : 第1ショルダーストラップ

21、23 : パッド

22 : 第2ショルダーストラップ

24、32 : 上端部

26 : 第1位置

27 : 第2側

10

20

30

40

50

28、34：下端部

3 0 : 第 2 位 置

3 6 : 第 3 位置

3 8 : 第 4 位置

4 0 、 4 2 : 調 整 裝 置

4 4、4 6：リング

5.0：ストラップガイドアセンブリ

5.2 : シャックル

5 4 : 第 1 孔

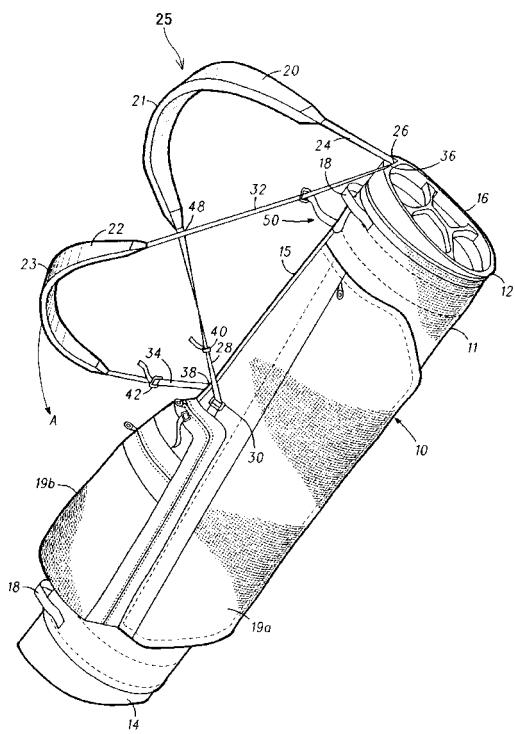
5 6 : 弹性部材

60 : 第2孔

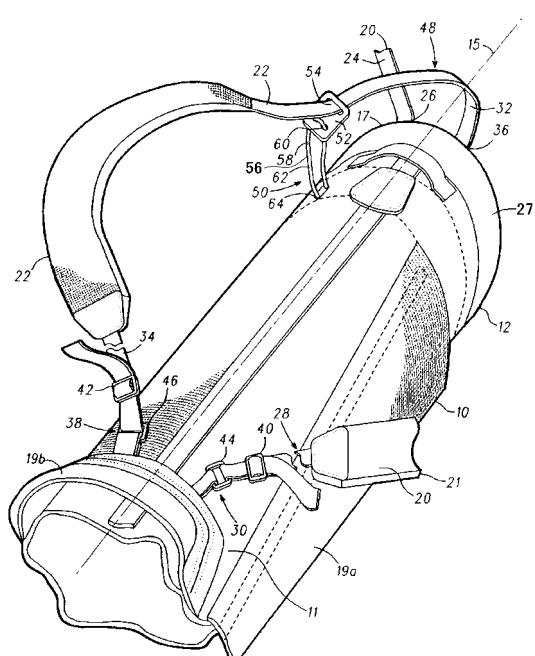
6 4 : 第 5 位 置

10

【 図 1 】



【 図 2 】



フロントページの続き

(72)発明者 フランク エイ. クアトロネ 三世
アメリカ合衆国 85022 アリゾナ州 フェニックス ノース 7番 ストリート 1622
0 アパートメント 3152

審査官 高 橋 祐介

(56)参考文献 特開平09-135936 (JP, A)
米国特許第06669069 (US, B1)
登録実用新案第3104775 (JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 63 B 55/00
A 45 F 3/04